

青森労働局版第12次労働災害防止計画の概要

1 労働災害防止計画

労働災害防止のための主要な対策に関する事項その他の労働災害の防止に関し、重要な事項を定めた5か年計画

2 計画期間

平成25年度～29年度（5か年）

3 労働災害発生状況

（1）死亡者数

第10次防82人 第11次防88人（+6人（+7.3%））

（2）休業4日以上の死傷者数

第10次防6,242人 第11次防6,088人（-154人（-2.5%））

（3）職業性疾病

第10次防368人 第11次防345人（-23人（-6.3%））

（4）定期健康診断における有所見率

平成19年55.1% 平成24年59.4%（+4.3ポイント）

4 第12次労働災害防止計画の目標

休業4日以上の労働災害による死傷者の数を、平成24年と比較して、平成29年までに15%以上減少させること。

労働災害による死亡者の数を、平成24年と比較して、平成29年までに15%以上減少させるとともに、前計画の合計と比較して、本計画の合計についても15%以上減少させること。

5 重点施策

- ・ 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- ・ 行政、労働災害防止団体、業界団体、安全衛生分野の専門家等の連携・協働による労働災害防止の取組
- ・ 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- ・ 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化
- ・ 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

6 施策ごとの具体的取組

（1）労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

ア 重点とする業種対策

（ア）労働災害を減少させるための重点業種対策

第三次産業や陸上貨物運送事業を対象とし、特に小売業、社会福祉施設、陸上貨物運送事業については、個別的に次の努力目標を掲げる。

小売業：休業4日以上死傷者数を20%以上減少させる。

社会福祉施設：休業4日以上死傷者数を10%以上減少させる。

陸上貨物運送事業：休業4日以上死傷者数を20%以上減少させる。

(イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

建設業と製造業を対象とし、個別的に次の努力目標を掲げる。

建設業：休業4日以上死傷者数を20%以上減少させる。

製造業：休業4日以上死傷者数を20%以上減少させる。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

過重労働対策

化学物質による健康障害防止対策

腰痛予防対策

受動喫煙防止対策

じん肺の新規有所見者の撲滅に向けた対策

定期健康診断における有所見率の改善に向けた対策

ウ 業種横断的な取組

リスクアセスメントの普及促進

高年齢労働者対策

非正規労働者対策

冬期労働災害対策

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体、安全衛生分野の専門家等の連携・協働による労働災害防止の取組み

関係行政機関との連携

専門家と労働災害防止団体の活用

業界団体との連携による実効性の確保

安全衛生管理に関する外部専門機関の活用

(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

労働環境水準の高い企業の積極的公表

労働災害防止に向けた県民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

(4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

発注者等による安全衛生への取組強化

製造段階での機械の安全対策の強化

(5) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

東日本大震災の復旧・復興工事対策

原子力施設等事故対策